

「出資証券発行の廃止」のお知らせ

JA高千穂地区では、組合員の皆様から出資金を受け入れた際（新規加入・増資等）には、出資された証として出資証券を発行し交付させていただいておりました。このため、各種手続の際、出資証券の回収が必要となっております。

全国的に、出資証券の発行を行わず電子帳簿にて管理する方向に進んでおります。JA高千穂地区も、このような社会的な流れに合わせて、出資証券の発行を行わないことと致しましたので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

今後の出資金および出資証券の管理につきましては、下記の通りとなりますので、ご注意いただくとともに、ご理解の程お願い申し上げます。

1. 平成31年2月1日より、出資証券の発行は行わないことと致します。
2. 出資金の残高管理は、JAの電子帳簿で行ない、毎年総代会終了後にハガキにて残高の通知をさせていただきます。（残高証明書が必要な場合には、今まで通り発行致します。）
既にお手元にお渡ししている発行済の出資証券は回収致しません。

※相続・脱退・持分譲渡等の手続きの際にご持参いただけると幸いです。

3. JAの出資証券は有価証券ではありませんので、脱退等により出資金の払戻しが済んだ後に
出資証券をJAにご持参いただいても払戻しはできません。

※相続・脱退・持分譲渡等の手続きの際に全ての出資証券をご持参頂く方は少数であり、紛失届・再発行等の手続きが必要でありました。今回の変更により、ご本人の確認だけで全ての事務処理が可能となりますので、重ねてご理解の程お願い申し上げます。